

しょうばら国際交流協会

1. 団体名：しょうばら国際交流協会
2. 代表者名：会長 奥田順紀
3. 団体所在地：庄原市西本町二丁目 1-10 楽笑座内
4. 設立年月日：平成8年6月13日
5. 構成員数：団体会員 37、個人会員 89 人（令和4年度末）
6. 設立目的：国際交流事業を通じて地域の国際化及び活性化を図るとともに、会員相互の交流を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善の促進に寄与することを目的とする。
7. 主たる活動：中学生英語スピーチ大会、国内イングリッシュキャンプ、青少年海外研修事業、映画上映会、日本語教室、文化体験交流会、国内英語研修事業、ホームステイ事業、生活相談など

【事業実績一覧表】

	事業名	内容
1	日本語教室	日本語を話すことが困難な外国人に対し、学習支援することで安心して生活できるよう努める。（東城教室開講R2.10月） ・開催状況 定期：月火木金 不定期：土日（学習者に合わせて開催） ・学習者 48名（7か国） ボランティアスタッフ6名（R5.3末）
		R4 庄原・東城教室 423回延べ570人
		R3 庄原・東城教室 219回延べ276人
		R2 庄原・東城教室 277回延べ475人
		R1 庄原教室 190回延べ689人
2	外国人生活相談（随時）	随時開催。対象は市内に居住する外国人労働者、留学生、定住者など。
		R4 相談件数 67件 （内容）ビザの手続き、住宅の入居手続きなど
		R3 相談件数 120件 （内容）病院手続き、コロナ関係の給付金など
		R2 相談件数 150件 （内容）入管手続き、コロナ対応など
		R1 相談件数 300件（内容）病院手続きなど
3	お花見交流会（4月）	日本語教室学習者を対象としたお花見交流会
		R2～4 中止
		R1 7か国54人参加
4	中学生英語スピーチコンテスト（6月）	市内の中学生を対象とした英語スピーチコンテスト（庄原ロータリークラブ・庄原市教育委員会・しょうばら国際交流協会共催）
		R4 14人発表
		R3 15人発表（ビデオ撮影による発表）
		R2 中止
		R1 18人発表

	事業名	内容	
5	海外留学生ホームステイ受入	広島県内の留学生を対象とした庄原市内でのホームステイ	
		R 2～4	中止
		R 1	・広島大学大学院国際協力研究科（IDEC） 7月12日～14日 13名（7カ国）8家庭 ・広島大学留学生 12月6日～8日 7名（5カ国）6家庭
6	青少年海外研修事業	庄原市内の中学校又は高等学校に在籍する生徒を対象とし、民間の海外研修プログラムの参加費用の半額（上限40万円）助成する	
		R 4	0人（応募なし）
		R 2～3	中止
		R 1	1人
7	国内英語研修事業（国内イングリッシュキャンプ）	海外研修事業への入門として国内で海外生活の疑似体験を行う民間の研修プログラムに参加する児童生徒を対象に参加費の半額を助成する。	
		R 4	2人（広島市佐伯区湯木町）
		R 2～3	中止
		R 1	4人
8	日本語スピーチコンテスト&交流会	日本語学習者の日頃の学習成果の発表を通して学習者と地域の人とが交流し、「共生」を考えるきっかけとする（庄原市日中親善協会共催事業）	
		R 4	2/12 規模縮小し開催 12名発表 合計80名来場
		R 2～3	中止
		R 1	5カ国17人が発表 約200名来場
9	映画上映会	外国映画作品を上映し、海外の文化に触れる機会とする	
		R 4	8/9「少女は自転車に乗って」（サウジアラビア）17人
		R 3	8/23「ベトナムの風に吹かれて」（ベトナム）29人
10	日本語教室ボランティアスタッフ養成講座	R 4	10/29 10人参加 （内容）ロールプレイングを通して、実際によくある学習者からの疑問等に答えながら、日本語教室の役割や学習者との向き合い方を議論した。
		R 3	10/31 15人参加 （内容）日本語指導ボランティアに興味のある市民及び近隣市町の住民を対象とした講座を実施（タイ語を通じて外国語を学ぶ体験等）
11	文化体験交流会	R 4	11/6 20人参加 （内容）日本文化を学ぶため帝釈峡、三楽荘を見学
		R 3	12/11 11人参加 （内容）留学生2名によるマレーシアの文化や宗教の紹介、ヒジャブ試着体験
12	その他	機関紙（S I E A）年2回発行（160部）	

8. 収支決算額：令和4年度

単位：円

収入		支出	
費目	決算額	費目	決算額
会費等	474,000	事務局費	3,183,227
市負担金	3,857,100	会議費	5,638
諸収入	29,314	事業費	791,521
繰越金	695,031		
合計	5,055,445	合計	3,980,386

9. 市負担金内訳: しょうばら国際交流協会の運営を支援するため、事務局員の人件費及び、海外研修等事業費を市が負担。

令和4年度

単位: 円

市負担金	事業費	内容
事務局費	3,065,579	事務局員賃金等
事業費	791,521	日本語教室、文化体験交流会、国内イングリッシュキャンプ、日本語スピーチコンテストほか
合計	3,857,100	

過年度

単位: 円

年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
市負担金	3,370,038	2,765,700	3,143,560	3,395,954
事務局費	2,949,025	24,95,000	2,470,000	2,470,000
事業費	421,013	270,700	673,560	925,954

10. 事業の効果・成果

外国人と市民との交流、留学生のホームステイや青少年の海外研修などを支援することで、市民の国際感覚の涵養を図ることができる。また、日本語教室や日本語スピーチコンテスト、生活相談などの市内に定住する外国人の生活支援を行うことで、地域社会の一員として外国人を受け入れ、多様性に富んだ活力ある社会、多文化共生社会の実現を推進していくことができる。

11. 市内の外国人の状況

(過去5年)

内訳	R1. 3. 31	R2. 3. 31	R3. 3. 31	R4. 3. 31	R5. 3. 31
登録者数	396人	446人	438人	378人	466人
総人口	35,241人	34,559人	33,814人	33,091人	32,343人
割合	1.12%	1.29%	1.30%	1.14%	1.44%

(国別上位5か国)

R5. 3. 31

内訳	1位	2位	3位	4位	5位
出身国	ベトナム	フィリピン	中国	韓国・朝鮮	インドネシア
人数	212人	76人	45人	35人	32人
割合	45.5%	16.3%	9.4%	7.5%	6.9%

(地域別割合)

R5. 3. 31

内訳	庄原	西城	東城	口和	高野	比和	総領
人数	312人	29人	99人	8人	4人	6人	8人
割合	67.0%	6.2%	21.2%	1.7%	0.9%	1.2%	1.7%

(外国人在留資格別)

R5. 3. 31

内訳	特定技能	技能実習	永住者	留学	その他
人数	86人	153人	107人	17人	103人
割合	18.5%	32.8%	23.0%	3.6%	22.1%

【参考】しょうばら国際交流協会規約

(名称)	第1条 協会は、しょうばら国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。
(目的)	第2条 協会は、国際交流事業を通じて地域の国際化及び活性化を図るとともに、会員相互の交流を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善の促進に寄与することを目的とする。
(事業)	第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 国際交流事業の企画、開催、運営等に関すること。 (2) 国際交流についての情報収集・提供及び調査・研究に関すること。 (3) 関係団体及び会員相互の連絡及び調整に関すること。 (4) その他協会の目的を達成するために必要な事業の推進に関すること。
(協会の構成)	第4条 協会は、次により構成する。 (1) 協会の目的に賛同する法人会員、団体会員及び個人会員（以下「正会員」という。） (2) 協会の活動を支援する個人及び定住する外国人（以下「準会員」という。）
(役員)	第5条 協会に次の役員を置く。 会 長 1名 事務局次長 1名 副 会 長 若干名 事務局員 若干名 理 事 若干名 監 事 2名 事務局長 1名 2 会長は、協会を代表し、会務を掌理する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。 4 理事は、協会の目的達成に必要な事業を研究、審議する。 5 監事は、協会の財務を監査する。 6 事務局長は、協会の事務を総括する。 7 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代理する。 8 事務局員は、会務の処理にあたる。
(役員を選任及び任期)	第6条 協会の役員は、正会員の互選によって定める。ただし、事務局次長及び事務局員は会長が委嘱する。 2 役員の内任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 3 欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(顧問)	第7条 協会の円滑な運営及び事業の推進を図るため顧問をおくことができる。 2 顧問は、必要に応じ会長が委嘱する。
(会議)	第8条 会議は、総会及び理事会とし、総会は正会員、理事会は役員をもって構成し、それぞれ必要に応じて会長が招集し、議長となる。 2 総会には、協会の事業計画、予算、決算、その他会長が必要と認める重要な事項及びこの規約の変更について付議する。 3 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。 4 理事会には、会長が必要と認める事項について付議する。
(会計)	第9条 協会の経費は、会費、負担金、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。 2 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(会費)	第10条 協会の会費は次のとおりとする。 (1) 個人会員 年額 2,000円 (2) 法人会員及び団体会員 年額一口5,000円 (3) 準会員 無料

(事務局)

第11条 協会の事務局は、会長の指定する場所に置く。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この規約は、1996年6月13日から施行する。

2. 協会が発足した年度においては、第9条第2項中「毎年4月1日」とあるのは「この規約の施行の日」とする。

附 則

この規約は、2000年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、2005年6月2日から施行する。